

令和8年度

事業計画書

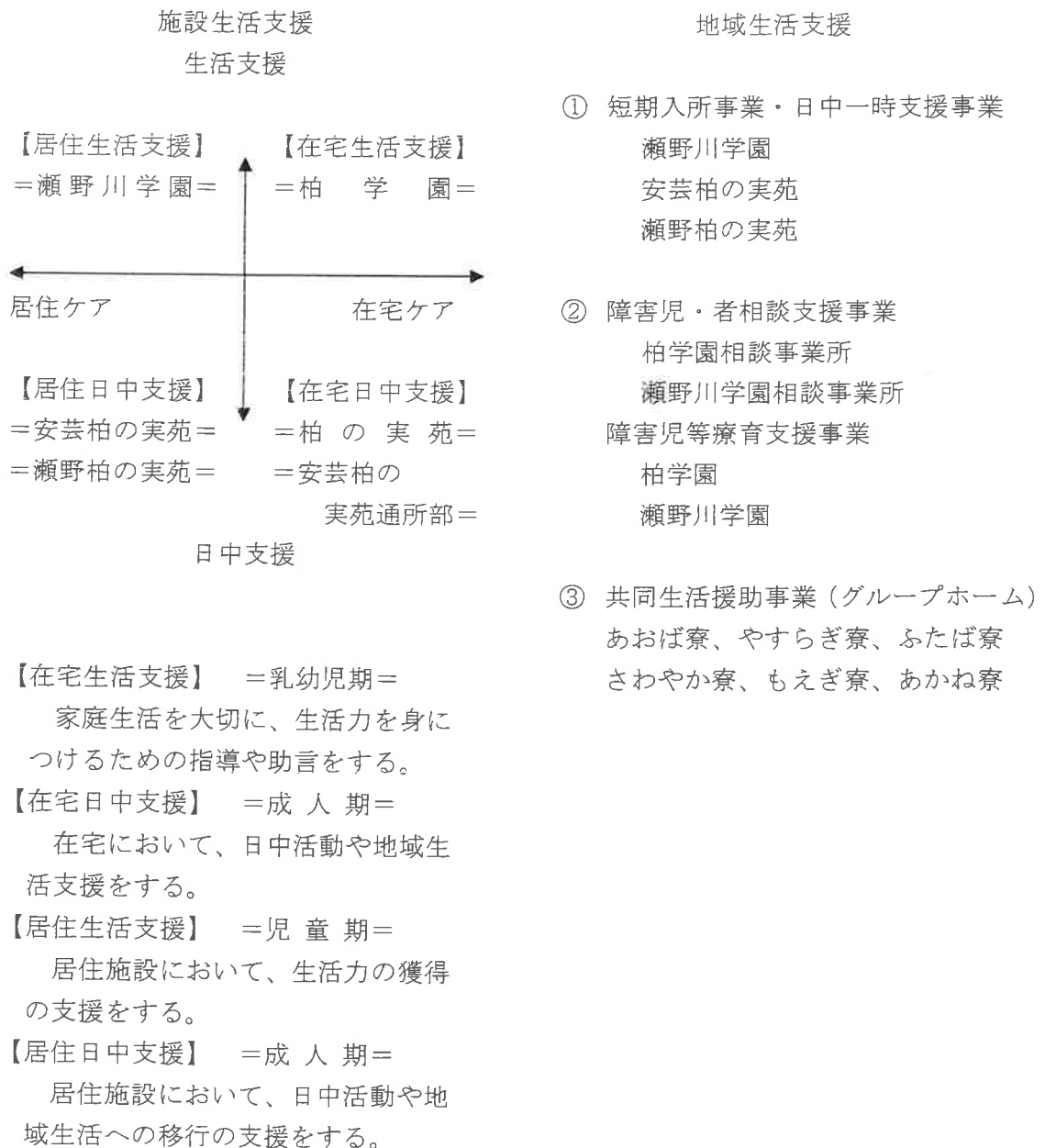
社会福祉法人 柏学園

法人理念

当法人の基本信条である『障害児教育は、愛ではじまり愛で終わる。自己の犠牲のない愛は実らない。』を胸に刻み、個々の利用者が、人として尊重され、生きがいを持って、社会生活を営むことが出来るように支援を行う。

また、施設福祉と地域福祉の両面から、法人内各施設の得意分野を相互に活用し合い、あるいは相互補完をし合いながら、より利用者に個々の生活力が身につけられるように創意工夫し、その家族の安心が得られるよう、日々の支援活動に邁進すると共に、多種多様な支援技術の向上に励む。

法人全体の役割図



1. 基本指針

法人全ての支援員（職員）は、

『障害児教育は、愛ではじまり 愛で終わる 自己の犠牲のない愛は実らない』
を胸に刻み、利用者（彼ら）が、人として尊重され、生き甲斐を持って、社会生活を営むことが出来るように支援を行うこと。

施設福祉及び地域福祉、並びに児童福祉の多方面から、法人内施設及び事業の得意分野を相互に活用し合い、或いは補完し合いながら、より利用者の生活力が身につけられるように創意工夫し、その家族の安心が得られるように、日々の支援（指導・援助）活動を行うと共に、個々に多様化している求めに応じた支援技術、もしくは指導技術の向上に励むこと。

併せて、職員相互の信頼関係はもとより、お互いの立場を理解・共感し、療育及び支援対応の質の向上に向けて、職員同志の育て育ち合う関係を構築することで、法人力の向上が図られることを期待する。

2. 事業方針

社会福祉基礎構造改革（障害者基本法制定、障害者プランなど）が謳われはじめて 25 年が経過する中、障害児（者）地域療育等支援事業に始まり、措置制度から利用契約制度への大転換（平成 15 年度施行の支援費制度）、平成 18 年度施行の障害者自立支援法から平成 24 年度施行の障害者総合支援法と児童福祉法改正により、障害児支援及び障害福祉サービスの多様化・複雑化、障害福祉サービスにおける民間企業等の参入、従前の社会保障や障害福祉施策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待と福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るなど、社会福祉法人の役割と経営の在り方が平成 29 年 4 月より大きく変化した。主には、経営組織のガバナンスの強化（理事会・評議員会の位置づけ）、地域における公益的な取り組み等がある。本法人としては、障害児支援への軸足から、障害受容前期の家族支援全般を地域公益事業として実施している。

令和 8 年度障害保健福祉予算案は、2 兆 3,624 億円（対前年度比、+5.8%）である。その内、障害福祉サービス関係費（自立支援給付＋地域生活支援事業費等）は、1 兆 8,067 億円（対前年度比 +6.1%）となる。この中に、良質な障害福祉サービスとして 1 兆 7,537 億円、地域生活支援事業等の拡充に 530 億円などが計上されている。なお、令和 5 年 4 月から障害児措置費・給付費及び障害児支援の確保については、子ども家庭庁に移管され、予算等について詳細に把握することが困難な状況ではあるが、良質な障害児支援の確保に 5,202 億円、地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進＋専門的支援が必要な障害児への支援の強化＋早期発見・商機支援等の強化などに 206 億円の内数＋0,6 億円などが計上されている。

また、地域における障害児支援の推進においては、障害のある児童が住み慣れた場所で暮らすために必要であり、障害の特性に応じた療育などの発達支援が確保されるよう求められている。その為には、児童期の支援が迅速に受けられるような機能整備が不可欠である。また、平成 24 年 10 月施行の「障害者虐待防止法」、平成 28 年 4 月施行の「障害者差別解消法」などは、平成 19 年 9 月に「障害者の権利に関する条

約」に署名し、同条約の締結に必要な国内法が整備された結果によるものである。

そして、平成28年、誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、ともに支え合う社会、地域共生社会の実現が位置づけられ、社会福祉法が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定された。

当法人においても、令和4年度より「法人倫理指針」や人権・倫理委員会（虐待防止委員会）を設置し、虐待・差別等の未然防止や早期発見、迅速対応、その後の適切な支援を行うための態勢を整え、研鑽を深め、日々の支援に従事する。また、利用者の尊厳と権利を保障することを肝に銘ずることが最重要であり、コンプライアンスとモラルの中で、社会から信頼され得る支援活動を図ることとする。また、設立当初より殊に児童期の発達保障の支援に力を注いできた当法人としても、『地域における障害児支援の推進』の施策に対しては大きな期待感を持っている。とりわけ、幼児発達支援センター柏学園と児童入所施設瀬野川学園の療育支援や生活支援の質の充実に向けて、各種の取り組みを行うつもりである。また、地域支援の核ともいえる「相談支援の充実」にむけて、それぞれの相談支援事業を法人組織の中核として、人材育成は勿論のこと機能強化・充実に力を入れていく。但しこれらの取り組みに際して、これまで培われてきた法人柏学園の支援内容が損なわれることが無いように、法人全体に於いて研鑽を深めていくことが重要である。

また、保護者や利用者から求められ、信頼される事業活動を展開していく必要があることから、職員各人がそれぞれの場で、利用者に対して、地域に対して積極的に活動して欲しいと願う。

令和7年度に、障害者施設支援、共同生活援助において、「地域連携推進会議」の義務化が始まり、この仕組みを取り入れることで、事業運営の透明性を高め一定の質の確保に繋がることと、今後彼らが安心して地域で暮らしていける仕組みが求められていることから、入所機能を有する施設・事業所で実施している。

昨今各種の障害福祉、地域福祉の施策の取り組みが図られており、目の前の事象にとらわれることなく、障害福祉の基礎・基本を再度認識する姿勢を持つことを願う。意思決定支援の推進や障害福祉サービスの質の向上を図ることは無論のこと、必要な環境整備や衛生環境の改善も図るとともに、法人理念でもある言葉の意味を改めて考え、丁寧な支援を目指していく。

又大地震や水害などの自然災害、感染症の蔓延といった不測の事態が発生した場合でも、可能な限り支援を継続し、早期に復旧できるよう備えることを目的に作成された「事業継続計画（BCP）」の見直し等を実施する。感染症対策としては、新型コロナウイルス拡大防止対応で蓄積された知見を有用に活用する。

本年度より介護テクノロジーの導入促進や協働化等の支援を通じた直接処遇業務の効率化・質の向上を進めるとともに、生産性向上を図る。また、こども性暴力防止法の施行に伴い、各種の対応策を検討実施する。

本法人の利用者が、加齢や疾病により使い慣れた法人内事業所を利用できなくなり、利用者のニーズ・特性に合った支援が途切れることなく、出来る限りの継続性を担保するために共生型サービス（生活介護・短期入所）を実施する。

昨年開催された第22回全国児童発達支援運営協議会第3分科会で実践報告を行った経緯から、令和8年度より瀬野川学園において訪問アドボケイトの委託契約を結ぶこととなる。

事務局として行なっている中国・四国地区幼児通園施設長連絡協議会主催の研修会は無論のこと、「第3回乳児・幼児・児童支援施設就職説明会（乳幼児ナビ）」開催に向けて法人として協賛協力する。

3. 重点活動

- (1) 利用者・保護者の安心・安全への態勢整備を怠らず、日々原点に立ち戻り、自己陶冶・自己研鑽に努める。
- (2) 利用者に対しての丁寧な言葉遣い、丁寧な支援に努める。
- (3) 利用者支援の最善の方策を検討・実施する。
- (4) 職員育成及び定着計画の企画・実施する。併せて、働き方改革の精度を高める。
- (5) 児童発達支援センター「柏学園」は、5領域を考慮した①児童発達支援と②保育所等訪問支援、③外来療育（児童発達支援センター機能強化事業）の適正実施を図る。
- (6) 障害児施設瀬野川学園は、人として尊ばれ、彼らの成長発達を損なうことなく、彼らの最善の利益を実現するため、生きていく力を育めるように支援を行う。
- (7) 障害者支援施設瀬野柏の実苑・安芸柏の実苑の生活介護事業と施設支援の昼夜分離の視点を大切に、支援活動の評価・見直し・再企画・実行等を適宜行うと共に、各利用者への丁寧な支援と作業種目の充実を図る。また、意思決定支援の推進及び本人の意向を踏まえた支援活動の提供を心掛ける。
- (8) 生活介護事業所柏の実苑・安芸柏の実苑通所における支援活動の評価・見直し・再企画・実行等を適宜行うと共に、各利用者への丁寧な支援と作業種目の充実を図る。また、意思決定支援の推進及び本人の意向を踏まえた支援活動の提供を心掛ける。
- (9) グループホーム利用者の地域生活の充実を図る。
- (10) 地域生活支援の充実に向けて、地域生活支援拠点事業、障害児・者相談支援事業等の充実を図る。
- (11) 事業継続計画（BCP）の実施及び見直しを行う。
- (12) 瀬野三施設の居室等の環境整備の継続実施。
- (13) 災害時の入所者等の安全を確保するため給水設備の整備対策を検討する。
- (14) 感染症対策を実施する。
- (15) メンタルヘルスチェックの継続
- (16) 地域及び職員の質の向上に向けた各種研修を企画・実施する。
- (17) 2015（平成27年）9月国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標【SDGs】（17のゴール目標）に向けて、各様に検討する。
- (18) 柏学園隣の借家を地域支援にむけて、有効活用策を検討する。
- (19) 法人全体で業務効率化を目指しICTの導入を検討する。【新規】
- (20) 安芸柏の実苑通所部における入浴施設の整備工事【新規】
- (21) 瀬野三施設の業務用エアコン更新の検討
(瀬野川学園・安芸柏の実苑及び交流館：2014年、瀬野柏の実苑：2018年)【新規】
- (22) 共生型サービスの実施。【新規】
- (23) こども性暴力防止法施行に向けた各種の対策を行う。【新規】
- (24) 訪問アドボケイトの受け入れ。【新規】

4. 施設・事業の基本的な指針

(1) 児童期における療育支援

① 幼児発達支援センター「柏学園」定員40名。

療育支援については、日常生活の基本的な生活習慣の自立を促し、個々の成長・発達段階に適応した一次目標から四次目標までの段階で区分した目標を定めて各々の生活能力の育成に努める。また、ア) 保育所等訪問支援事業やイ) 外来療育：児童発達支援センター機能強化事業の適正実施を図る。2024年度創設の中核機能強化加算ⅡからⅢへ変更する。

② 親子療育うさぎ組 定員8～10名

身近な療育の場として、乳幼児前期の発達の気になる子供達が保護者と共に通い、小集団での療育活動や親子でのふれあい遊びを経験することにより、人とのかかわることの楽しさを育み、集団活動への適応力を高め、日常生活における基本的な生活習慣を身につけられるよう支援を行う。

③ 障害児入所施設「瀬野川学園」定員20名

緊急性の高い子どもに対しては入所検討を行い、安心して生活ができることはもちろんのこと、人として尊ばれ、彼らの成長発達を損なうことなく、生きていく力が育めるように支援を行う。

(2) 成人期における生活支援

① 施設支援事業所「瀬野柏の実苑」定員40名 「安芸柏の実苑」定員20名

安定した施設環境や昼夜分離に基づいた利用者の健康に留意し、利用者主体の生活の充実を目指し、利用者個々の生活力に応じた生活・作業支援を行う。

② 生活介護事業所「柏の実苑」定員40名 「安芸柏の実苑通所部」定員20名

日常の仕事や活動の場として、利用者主体の日常生活支援を行い、作業活動や創作活動など通じて、人としての生き甲斐や思いやりが感じられる支援を行う。

(3) 地域生活支援：「地域支援事業推進プロジェクト」

地域に開かれた施設機能として、出前療育などに関する相談、各種福祉サービスの提供についての支援や調整を行い、在宅の利用者及びその家族の福祉向上を図るための各種の企画・調整・相談を行う。

また、地域生活支援事業の一環としてこれまで実施してきた柏学園相談支援事業所と瀬野川学園相談支援事業所の改編について検討を行う。

① 障害児相談支援事業

ア) 基本相談 イ) 計画相談

② 障害者相談支援事業（一般・特定相談支援）

ア) 基本相談 イ) 計画相談

③ 障害児等療育支援事業：瀬野川学園、

児童発達支援センター機能強化事業として、平成31年4月より名称変更：柏学園

④ 短期入所事業：瀬野川学園、安芸柏の実苑、瀬野柏の実苑

⑤ 日中一時支援事業：瀬野川学園、安芸柏の実苑、瀬野柏の実苑

⑥ 短期療育事業：瀬野川学園

⑦ 生活訓練事業：瀬野柏の実苑

⑧ おもちゃ図書館：柏学園

(4) 共同生活援助事業：6グループホーム 定員24名

地域における自立生活の推進を図るため、6 グループホーム 19 名の入居者に対して、日常生活を通じて、地域での日常生活が円滑に行われようように支援をする。また、利用者全員の日中活動の場の確保をする。

(5) 中堅職員等における研修等の企画・実施

府中キャンパス研修室を活用して、各種の研修会を企画実施する。

5. 支援（療育）方法の基本手順（ケアマネジメント）及び評価方法

(1) 個別支援計画作成スキルの向上（ケアマネジメントの基本的プロセス）

支援計画における基本的な視点

乳幼児期 → 児童期 → 成人期
【遊び】 【学び】 【生活】

① インテーク：相談受付から導入への見極め

ア) 主訴を明確に把握する

イ) 利用者の発育状況や発達段階の把握・確認

ウ) 課題の確定にあたって最小限必要な情報收拾

エ) 課題の確定と緊急性の有無についての確認

② アセスメント：課題分析

ア) 利用者の概要（家族構成、生活歴、医療機関利用状況、病歴、）

イ) 家族の生活状況

ウ) 利用者の各種の発達診断

③ ケアプラン：個別支援計画の作成・実施

④ モニタリング：継続的な療育活動及び評価　そして、見直し

(2) 自己評価及び第三者評価の導入

施設・事業所において、利用者がより良い福祉サービスを享受できるよう、施設運営の改善と発展を目指し、福祉サービスの水準の保障と向上を図ることが大切である。そのために、支援員の自己評価は勿論のこと、支援活動や施設の運営状況について、第三者における評価を受けることによって、自らの問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつける努力を行う。

6. 虐待等防止委員会（法人内名称としては「人権・倫理委員会」と称する）の運営

(1) 虐待防止対策の強化

利用者の虐待防止等のための責任者及び虐待防止委員会を設置するとともに、職員に対する研修等を企画・実施し、虐待防止策を講じる。

(2) 身体的拘束等の適正化

身体拘束に係る認識を強化し、施設において組織的な取り組みを促進する観点から、身体拘束の廃止・適正化のための委員会を設置し、職員に対する研修等を企画・実施し身体的拘束等の適正化を図る。

(3) 差別解消の推進

障害の有無によって分け隔てのない共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消の推進を図る。

(4) 合理的配慮の提供

不当な差別的取り扱いの改善を図るよう努める。

(5) こども性暴力防止法に対応する。(令和8月12月施行)

性暴力だけでなく、不適切な行為も対象。

性犯罪歴の確認手続きに従う義務を規定する。

(6) 法人倫理指針の周知・徹底

(7) 意思決定支援の推進

7. 感染症対策の強化

感染症等の発生及び蔓延の予防等に関する取組みの徹底を求める観点から委員会の設置、指針の整備、研修会の実施等に加え訓練(シミュレーション)の企画・実施を行う。

8. 業務継続に向けた取組みの強化

新興感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の企画・実施を行う。

9. 苦情解決の手順及び公表

利用者(保護者などを含む)から、施設の提供する福祉サービスに関して各種の苦情等については、次の手順で誠意をもって対応し、適正な施設運営に資するものとする。

① 苦情解決責任者

ア) 法人自体若しくは施設で解決し得ないもの

理事長

イ) 施設自体にもの

施設長

② 苦情受付担当者

事務長

③ 第3者委員

弁護士・住職

④ 苦情解決は、簡易なものにあつては苦情解決責任者が単独で、必要に応じて、支援員(職員)を交えて、その他の重要なものにあつては、第3者委員を交えて合議体で行うものとする。

⑤ 公表については、事業報告書等に記載するものとする。

10. 施設環境の整備

各施設とも、建物内外の改修、施設設備の改良や整備を進め、施設機能の充実向上を図り、より良い環境の元、福祉サービスの提供が可能となるよう努力を行う。

《主な環境整備計画》

(1) 府中二施設：①園舎等における清掃美化の実施及び各所修繕工事。

② 柏学園：療育機器及備品の購入。

③ 柏の実苑：生活支援に必要な機器・備品の購入。

(2) 瀬野三施設：瀬野川学園：①各所修繕工事。

② ICT機器の導入、環境整備

安芸柏の実苑：①各所修繕工事。

② ICT機器の導入、環境整備

③ 園内作業等の整備事業。

瀬野柏の実苑：①各所修繕工事。

②ICT 機器の導入、環境整備

③園内作業等の整備事業。

(3) 志和福祉ランド：安芸柏の実苑通所部

①椎茸及び農作物作業に伴う各種整備工事。

②大和分場の整備。

1 1. 頻発化する気象災害等への対応

防災環境の整備を進める。

(1) 府中二施設：・非常食等の購入

・その他、リスク軽減の対応

(2) 瀬野三施設：・非常食等の購入

・非常時等におけるバイクの購入

・非常時自家発電設備及び給水設備の整備等の対策を検討する。

・その他、リスク軽減への対応

(3) 安芸柏の実苑通所部：非常食等の購入及びその他のリスク軽減への対応。

(4) 防災関係備品の計画的購入

1 2. 支援員（職員）の資質の向上

各種の支援員の支援技術の向上を図るため、内部研修、各種研修会・研究会への参加、協議会等における意見交換・発表、情報収集を通じて、資質の向上に努める。特に困難事例などのケース検討を通じて、各種の研鑽は元より、支援への充実感や遣り甲斐感が感じられる職場環境に努める。

併せて、マネジメント研修、継続実施。

1 3. 施設利用計画

今年度は6施設定員180名、6グループホーム定員24名、短期入所利用定員11名で事業を行う。

単位：人

施設別定員	令和7年度		令和8年度		増減	
	施設	短期	施設	短期	施設	短期
柏 学 園	40		40		0	
柏 の 実 苑	40		40		0	
瀬 野 川 学 園	20	3	20	3	0	0
安 芸 柏 の 実 苑	20	2	20	2	0	0
瀬 野 柏 の 実 苑	40	6	40	6	0	0
安 芸 柏 の 実 苑 通 所 部	20		20		0	
グ ル ー プ ホ ー ム 6 寮	24		24		0	
プ レ キ ン グ ー ガ ル テ ン か し わ						
計	205		205		0	

注：障害者相談支援事業及び障害児等療育支援事業の利用人員を除く。

1 4 . 職 員 配 置 計 画

単位：人

職 員 配 置 表	R 7 年 度 当 初	R 8 年 度 当 初	備 考
法 人 柏 学 園	2	2	
柏 学 園	2 3	2 2	育休 1
柏 の 実 苑	1 0	9	
瀬 野 川 学 園	9	8	
安 芸 柏 の 実 苑	1 0	8	
瀬 野 柏 の 実 苑	2 2	2 2	育休 1
安 芸 柏 の 実 苑 通 所 部	7	6	
相 談 支 援 事 業 所	2	2	
グ ル ー プ ホ ー ム 6 寮	1 2	1 2	
プレ・キンダーガルテンかしわ			
計	96	91	

注：非常勤職員を含み、嘱託医、委託運転手を除く。

1 5 . 予 算 計 画

拠点区分名	7 年 度 当 初 予 算	8 年 度 当 初 予 算
本部	21,910,000	21,990,000
柏学園	182,960,000	180,240,000
柏の実苑	76,320,000	70,890,000
プレキンダーガルテンかしわ	0	0
瀬野川学園	96,240,000	79,420,000
安芸柏の実苑	121,400,000	118,720,000
瀬野柏の実苑	249,260,000	245,670,000
安芸柏の実苑通所部	35,060,000	33,000,000
グループホームあおば寮	22,480,000	22,850,000
柏学園相談支援事業所		2,400,000
瀬野川学園相談支援事業所		11,240,000
計	805,630,000	786,420,000

※令和 8 年度は柏学園、柏学園相談支援事業所を分けて表示

※令和 8 年度は、瀬野川学園、瀬野川学園相談支援事業所を分けて表示

※プレ・キンダーガルテンかしわは令和 7 年度より休園

1 6 . 理 事 会 及 び 評 議 員 会 開 催 計 画

年 月	審 議 事 項 見 込
8 . 6	令和 7 年度事業報告及び決算ほか
8 . 1 0	令和 8 年度予算の補正ほか
9 . 2	令和 9 年度事業計画及び予算ほか